

# 多摩市軟式野球連盟規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、多摩市軟式野球連盟と称し、東京都軟式野球連盟多摩支部とする。

第2条 本連盟の事務所は、東京都多摩市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、野球を通じて多摩市民の体育の振興を図り関係者相互の親睦を厚くすることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 多摩市及びその近郊における野球大会の主催及び後援
2. 公認野球規則の普及徹底
3. 野球の普及発展に関する指導研究
4. 野球の技術向上に関する指導研究
5. その他連盟の目的達成に必要な事項

## 第3章 会員

第5条 本連盟は野球を愛好し、連盟に登録したアマチュアチームをもって組織する。

第6条 正会員は、それぞれの次の条件を具備しなければ登録することができない。但し、理事会にて特に認められた場合はこの限りではない。

- 1 多摩市内に在住、在勤又は在学するもののみにより編成するチームであること。大学生及び各種専修学校在学者も同様とする。
- 2 連盟会長より加盟を認められたチームであること。
- 3 前2号の条件を充たしかつ必ず一名の責任者（アマチュア規定に反しない成年者）がいなければならない。

第7条 正会員としてのチームは10名以上の競技者で編成されなければならない。

なお、監督、主将は（各一名を編成人数の範囲内で）必ず登録しなければならない。

第8条 本連盟の目的並びに事業を賛助するものをもって名誉会員とする。

## 第4章 加盟及び脱退

第9条 正会員となるチームは、連盟に連盟の定める登録申込書を提出するとともに会費を納入し、連盟の資格審査を受けなければならない。

第10条 第8条の規定により名誉会員として加盟するものは、連盟の定める申込書を連盟に提出する。

第11条 前二条の申込を受理したときは直ちに会員名簿に登録される。登録の完了とともに申込者は、本連盟会員となる。

第12条 会員はその登録事項に異動を生じたときは、連盟にその旨を届出なければならない。

第13条 会員の登録は、毎年3月末日までに更新し、第9条ないし第10条の手続きをしなければならない。更新手続き完了とともにその年度の会員の資格を取得する。

第14条 会員は、前条に定める他、次の各号の一つに該当するときはその資格を喪失する。

- 1 第6条に定める条件を具備しなくなって連盟が不相当と認めたとき
- 2 自ら脱退の意思を表明したとき
- 3 除名の処置がとられたとき

## 第5章 役員

第15条 本連盟に次の役員をおき、それぞれの当該各号の右欄に定める方法により選任する。

- |         |     |                     |
|---------|-----|---------------------|
| (1)会長   | 1名  | 理事会の推薦              |
| (2)副会長  | 若干名 | 理事会の推薦              |
| (3)理事長  | 1名  | 理事会の互選              |
| (4)副理事長 | 若干名 | 理事会の互選              |
| (5)理事   | 10名 | 理事長、副理事長、会計を含む総会の選挙 |
| (6)会計   | 1名  | 理事会の互選              |
| (7)監査   | 1名  | 理事会の推薦              |

第16条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

会長が次員となったときは、副会長のうち1名が会長となりその任期は前任者の残任期間とする。

第17条 理事長は、理事会を代表する。

理事長は、会長、副会長に事故あるときはその職務を代理する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する。

理事長は、緊急を要する事項で理事会に諮る暇がないときは、これを執行することができる。

この場合には次の理事会の承認を得ることを必要とする。

第18条 名誉会長及び顧問

本連盟は、理事会の推薦により、名誉会長及び顧問をおくことができる。

第19条 会計は、本連盟の会計をつかさどる。

監査は、本連盟の事業及び経理の監査にあたる。

第20条 役員任期は2年とし任期満了の年度当初に招集する総会及び理事会で改選する。但し再選を妨げない。

## 第6章 審判部

第21条 本連盟の事業を遂行するために審判部を置く。

第22条 審判部に審判員の互選で正・副審判部長を置き部長は部会を招集する。

- 1 審判部は審判員全員で構成し、試合遂行についてすべての権限を有する。
- 2 審判員の資格は規則に定める。

## 第7章 会議

第23条 総会は、毎年定時に開催し、会長が招集する。

総会は、事業計画及び予算決算並びに規約改正、役員改選その他重要な議案を審議する。

第24条 理事会は理事長が必要と認めたとき、又は三分の一以上の理事から招集すべき旨の請求があったときに理事長が招集する。理事会は総会に付すべき議案及び本連盟の業務のうち、重要なものの執行について審議する。理事会は、二分の一以上の出席がなければ成立しない。但し、理事長が催告してもなお半数に満たないときは、この限りではない。

## 第8章 会計

第25条 会員は、連盟の定める会費を納入する。

第26条 本連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- 1 会費
- 2 体育協会助成金
- 3 事業収入

4 寄付金

5 その他の収入

第27条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

なお、会計年度の終わりに剰余金がある時は翌年度に繰り越す。

第28条 会長は、決算書及び証書類を会計監査の審査に付し、総会の承認を得なければならない。

## 第9章 特別委員会

第29条 本連盟の事業遂行のため理事会は、各種の特別委員会を設けることができる。

特別委員会に関する規程は理事会にて定める。

## 第10章 事務局

第30条 本連盟の事務を処理するために理事長を長とする事務局を置く。

事務局役員は会長が指名委嘱する。

事務局に関する細目は理事会にて定める。

## 第11章 規律

第31条 正会員たるチームは、公益財団法人東京都軟式野球連盟の他の支部及び公益財団法人全日本軟式野球連盟の支部である他の都道府県軟式野球連盟に加入することはできない。

正会員たるチームの構成員は、一つのチーム以外に加入することはできない。

第32条 正会員たるチーム及びその構成員は、本連盟の主催後援または公認の野球大会でなければ出場することはできない。正会員たるチーム及びその構成員は、本規約並びに付属規程に違反することはできない。本連盟の主催または公認した大会に正会員たるチームは未登録選手を出場させることはできない。正会員たる各チーム及びその構成員は、スポーツマンシップに反する言動をしてはならない。

第33条 正会員たるチーム及びその構成員が前二条に違反した時は第9章に基づく規律委員会に付し除名あるいは大会への出場停止もしくはその他の処分をすることができる。但し、急を要する場合は大会規則により措置を行い処分することができる。

## 第12章 規約の改正

第34条 本連盟の規約は総会において出席者の過半数以上の同意を得て改正することができる。

## 附 則

1 本規約の遂行について必要な事項の細目は理事会が別に定める。

2 本規約は、平成30年4月1日より施行する。

# 多摩市軟式野球連盟規約細則

## (目的)

第1条 この規約細則は、多摩市野球連盟規約（以下「規約」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (規約等の体系)

第2条 連盟の規約、規程等の体系は、次のとおりとする。

- (1) 規約 連盟の運営に関する基本事項について定める。
- (2) 規約細則 規約の解釈及び規約運用上必要な細則的事項について定める。
- (3) 規程 規約の運用上必要な細則的事項について定める。
- (4) 要領 規程、細則の補足及び一般的取扱基準について定める。
- (5) 内規 一般に公布するのに適しないものについて定める。

## (格付)

第3条 チームの登録は、1部、2部別とし、1部は16チームとする。初登録のチームは2部に登録するものとする。

## (チームの昇格及び降格)

第4条 2部のベスト4のチームは1部に昇格し、1部のワースト4のチームは2部に降格するものとする。

## (理事会)

第5条 理事の選挙は、立候補または推薦により決定する。

## (事務局)

第6条 事務局員は、理事の中から理事長が指名する。また、理事長は、理事会の承認を得て、その他の者を従事させることができる。

## (年会費等)

第7条 年会費は、1チーム14,000円とする。

大会費は、1部1チーム15,000円、2部1チーム13,000円とする。

## (慶弔費)

第8条 慶弔費の支出は、次の各号による。

- 1 慶弔費御祝儀の上限は、10,000円とし、複数の理事により決定する。  
出席の際の交通費は別途支給する。タクシーなどの利用は必ず領収書を添付する。  
連盟内の慶弔費については、その都度理事会により金額を決定する。
- 2 対外派遣チームには、1日に付き10,000円を補助する。  
対外試合の参加費は、連盟が負担する。

## (細則の改廃)

第9条 この規程細則は、理事会の議決を経て改廃することができる。

## 附 則

- 1 本規約細則は、平成30年4月1日より施行する。